特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、被害者やその遺族(以下「被害者等」という。)に対して、犯罪被害等に関する相談及び被害者等に対する物品の提供又は貸与、役務の提供等による直接的支援に関する 事業等を行うとともに社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって地域安全や人権の擁護 に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。
 - (1) 地域安全活動(別表第7号)
 - (2) 人権の擁護を図る活動(別表第8号)

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
 - (1) 犯罪被害の相談に関する事業
 - (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続きの補助に関する事業
 - (3) 被害者等に対する直接的支援(危機介入、付き添い、物品の提供又は貸与、役務の提供) その他の方法による援助に関する事業
 - (4) 自助グループへの支援に関する事業
 - (5) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
 - (6) 犯罪被害相談員等・被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
 - (7) 関係機関、団体等との連携による被害者援助に関する事業
 - (8) 被害者等の実態調査及び研究活動に関する事業
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。
 - (1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人、団体及び法人

(入会)

- 第7条 会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - 2 賛助会員の入会及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、又は会員である団体若しくは法人が解散したとき。
 - (3) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、その会員を除名 することができる。
 - (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明 の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、職員及び顧問

(役員の種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事長 1人 (2) 副理事長 3人
 - (3) 専務理事
 1人

 (4) 監事
 2人
 - (5) 理事(理事長、副理事長及び専務理事を含む)5人以上15名以下

(役員の選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
 - 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。
 - 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して、この法人の業務を掌理し、理事長及び副理事 長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執 行を決定する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若し くは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡市長に 報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは 理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は再任されることができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている

任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

- 3 役員は辞任しまたは任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明 の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。ただし、その 報酬は、常時勤務する役員に限り支給することができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に定める事項に関し、必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局には、事務局長その他必要な事務局員(以下、「職員」という。)を置く。
 - 3 職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の構成及び事務分掌、並びに職員の報酬等については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

- 第21条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。
 - 2 顧問及び参与のうち、この法人の運営に対する顕著な功労が認められる者を、特別顧問及び 特別参与とすることができる。
 - 3 顧問 (特別顧問を含む。) 及び参与 (特別参与を含む。) は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
 - 4 顧問は、この法人の運営に関する理事長の諮問に応じるものとともに理事長の要請に応じ、 本法人の事業について必要な助言を行う。
 - 5 参与は、この法人の運営に関する重要事項の処理等について協力するものとする。
 - 6 顧問及び参与は理事長の要請により、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

7 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、必要費用は支弁することができる。

(役員の義務)

- 第22条 役員は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様 とする。
 - 2 前1項の規程は、職員及び顧問・参与に準用する。

第5章 総会

(会議の種別)

- 第23条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

- 第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
 - (5) 事業報告及び収支決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の 負担及び権利の放棄
 - (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第26条 通常総会は、年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

- 第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なく とも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第30条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

- 第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席 したものとみなす。
- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された 議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。理事長は必要と認める時は、参考人を招致すること ができる

(理事会の機能)

- 第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内 に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少な くとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第38条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

- 第39条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

- 第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について 書面をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議 事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 補助金
 - (4) 寄附金品
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入

(資産の区分)

第43条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が作成し、その事業年度開始の

- 14日前までに、総会の議決を経て、静岡県公安委員会に届け出なければならな
- い。ただし、やむをえない事情があるため総会の議決を経ることができない場合は、その事業 年度開始の日から3ヶ月以内に総会の議決を経て静岡県公安委員会に届け出なければならない。
- 2 理事長は第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の議決を経て、静岡県公安委員会に届け出なければならない。ただし軽微な変更についてはこの限りでない。

(暫定予算)

- 第48条 前条第1項但し書きの場合において、総会の議決を経るまでの間は、理事長は理事会の 議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。
 - 2 前項の収入・支出は新たに成立した予算の収入・支出とみなす

(予備費の設定及び使用)

- 第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事長の承認を受けなければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告等)

- 第51条 この法人の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は 毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し監事の監査を経てその事業年度終了後3ヶ月 以内の総会の議決を経て、静岡市長及び静岡県公安委員会に届け出なければならない。
 - 2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の 多数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡市長の認証 を得なければならない。また当該変更事項は、静岡県公安委員会に届け出なければならな い。

(解散)

- 第54条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 静岡市長による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得ければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡市長の認定を得て静岡県公安委員会に届けでなければならない。
 - 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに譲渡する ものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を 経、かつ、静岡市長の認証を得て静岡県公安委員会に届けでなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 毎年 1,000円以上
 - (2) 賛助会員 個人 1 口 1 , 0 0 0 円以上 法人·団体 1 口 1 0 , 0 0 0 円以上

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員 名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日 から平成15年3月31日 までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支計予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。

附則

- 1 この定款の変更は、平成14年9月27日から施行する。
- 2 この定款の変更は、平成15年9月 8日から施行する。
- 3 この定款の変更は、平成16年5月29日から施行する。
- 4 この定款の変更は、平成16年8月23日から施行する。
- 5 この定款の変更は、平成17年5月29日から施行する。
- 6 この定款の変更は、平成19年 月 日から施行する。

(別紙) 設立当初の役員

役職名	氏 名
理事長	松 井 純
副理事長	杉山邦裕
副理事長	永澤嘉子
副理事長	森 則夫
監事	福永博文
監事	田中佑二郎
理事	白井孝一
理事	高橋寛之
理事	神部英子